

伊勢崎市緋の郷利用団体登録制度

1) 登録の基準

- ①最低3人以上の会員で構成されていること。
- ②会員の市内又は市外在住者数によって、使用料の料金とする。
例 会員の半数以上が市外在住者であれば、市外の使用料
- ③組織体制が整備されていること。(代表者・会員名簿・活動計画等)
- ④伊勢崎市緋の郷条例第8条3項に該当しない団体であること。

2) 登録申請

登録を行う団体は、以下の書類を提出すること。

- ①利用団体シート ②名簿
- ③会則又は規約・収支報告書等（会則等のない団体については、別途協議）

3) 登録期間等

一年更新とする。(更新時に新名簿と収支報告書等の提出が必要)

登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「利用団体シート」等を提出すること。

4) 登録情報の取扱い

※団体名と代表者氏名は、原則公開とする。

この団体登録制度にて収集した個人情報には以下の目的以外には使用しません。

- ①「伊勢崎市緋の郷」の管理運営のため
- ②伊勢崎市市民活動課からのボランティア募集やイベント案内
- ③利用団体案内（活動内容・代表者連絡先）※団体情報公開希望団体のみ

5) その他

- ①講師と代表者が同一人でないこと。 ②講師謝金は一回につき、6,000円以下
- ③会費は、原則として月3,000円以下

※②③について、上限を超える場合は、別途協議する。

◆利用申込について

●抽選予約…毎月の1日（休館日の場合は2日）に、3ヶ月後の1ヶ月分についての抽選申込を受け付けます。電話または直接緋の郷へ来館してください。同一施設・利用時間に対して複数の抽選申込があった場合には、抽選申込の日の翌々日に抽選会を行い、申請権利者を決定します。

●通常予約…抽選会終了後、抽選申込のなかった施設について先着順で予約を受け付けます。空き状況の確認は電話でも可能です。

◆キャンセル料について

キャンセルは前日まで可能です。ただし、当月（例：9月の利用で9月になってから）の利用で利用許可申請書提出後のキャンセルについてはキャンセル料が発生します。

ご注意ください。